

平成24年 第3回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成24年2月23日（木）
開会 午後3時 閉会 午後5時
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第5会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説 明 者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育総務課長 藤村信行、
学校教育課長 山根直樹、 社会教育課長 安達忠行
- 6 書 記 教育総務課長補佐 味田伸一
- 7 議 事
 - (1) 議案第7号 平成24年度京丹後市立学校教職員の管理職人事異動内申について
 - (2) 議案第8号 平成24年度教育予算について
 - (3) 議案第9号 京丹後市立保育所条例施行規則の制定について
 - (4) 議案第10号 京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
 - (5) 議案第11号 京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正について
 - (6) 議案第12号 京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について
 - (7) 議案第13号 京丹後市立保育所延長保育事業実施要綱の制定について
 - (8) 議案第14号 京丹後市一時預かり事業実施要綱の制定について
 - (9) 議案第15号 京丹後市立保育所休日保育事業実施要綱の制定について
 - (10) 議案第16号 京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の制定について
 - (11) 議案第17号 京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の制定について
 - (12) 議案第18号 京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について
 - (13) 議案第19号 優悠写真同好会・写真展に係る後援について

【追加議案】

 - (14) 議案第20号 学校用地の市道認定について
 - (15) 議案第21号 平成24年度京丹後市立幼稚園職員（管理職）の人事異動について
- 8 そ の 他 諸報告
- 9 会 議 録 別添のとおり（全30頁）

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成24年 4月 6日

委員長 小松 慶三

署名委員 文珠 清道

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三
- 〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育総務課長 藤村信行、
学校教育課長 山根直樹、社会教育課長 安達忠行
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 味田伸一

〈小松委員長〉

皆さんお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は、たくさんの議案がある中での臨時会を開催させていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、平成24年 第3回京丹後市教育委員会臨時会を開催させていただきます。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

文珠委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈小松委員長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第7号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第7号については非公開といたします。

（非公開部分省略）

〈小松委員長〉

これより会議を公開とします。

〈小松委員長〉

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第8号「平成24年度教育予算について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

議案第8号について、教育次長の方から提案いたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第8号「平成24年度教育予算について」説明をさせていただきます。資料がありますので、そちらをご覧くださいと思います。まず全体的な概要を少し口頭で説明させていただきます。平成24年度の予算につきましては、4月に市長・市議会議員選挙が予定されているため、骨格型の予算編成となっており、一般会計の歳出合計は306億3千万円となっています。うち、教育費は31億4366万7千円で、一般会計全体に占める構成比は10.3%となっています。平成23年度の当初予算は312億6500万円、うち、教育費は26億4582万6千円で、構成比は8.4%でしたので、前年度に比べ、一般会計全体では6億3500万円減で、減少率は2.0%ですが、教育費につきましては、4億9784万1千円の反対に増で、伸び率は18.8%になっています。一般会計全体では、骨格予算として減少している中でありながら、教育費は大幅な増額になっています。この増加の主な理由は、耐震化や再配置に伴う施設改修など学校施設整備の工事費等によるものです。平成24年度の主な事業につきましては、学校の安全安心確保のため、引き続き施設の耐震化を進めるため、間人中学校校舎の耐震化工事、佐濃小プレハブ校舎の継続設備、平成23年度の補正予算で前倒し実施する予定となっております大宮第二小学校の校舎、大宮第三小学校の体育館、吉野小学校の体育館、田村小学校の体育館の耐震化工事に伴う関連経費、学校再配置基本計画に基づき、再配置の拠点校になります神野小学校と久美浜中学校の増改築工事を行うこととしております。また、再配置に伴う関連経費としまして、交流事業や閉校式、開校式等の関連経費も計上しております。学校教育では、学校教育改革構想及び学校教育指導の重点の中で示しております、京丹後市の目指す子ども像、将来に夢と希望を持っていきいきと学ぶことのできる子どもの実現に向け、施策を進めていくこととしており、小中一貫教育研究推進協議会での協議を踏まえ、モデル校を設置し、学校間・校種間連携を研究・検討するとともに、市民向けフォーラムの開催など具体的な取り組みを行っていくこととしております。また、教育振興では、全国学力・学習調査や学習診断テストの実施、ジオパーク学習のためのフィールド学習の取り組みや教育実践研究指定校の指定なども行うこととしております。学校施設では、環境改善のため空調設備の設置を計画的に行うこととし、23年度は中学校給食調理室の空調設備の整備を行いました。24年度につきましては、小学校11校の給食調理室の空調設備の整備を行うこととしております。また、就学前教育の取り組みとしては、幼保一体化施設として新しく大宮こども園の運営、また幼稚園での3歳児の受け入れ、預かり保育を実施することとしております。幼保一体化につきましては、国の予算、子育て支援に対する施策を見極めながら一つの方向性を出していきたいと考えております。社会教育の分野では、地域における総合学習や地域活動を推進するため学習環境の整備、関係施設の適切な管理運営を行うとともに、今年度提案しました公民館再配置計画案について、地元との協議を重ね、引き続き公民館のあり方について検討することとしております。また、体育関係では、スポーツ推進計画の見直しを行う必要があるため、24年度に市民アンケートを行い中間評価を行うこととしております。文化財保護の分野では、市民が文化財に触れあう機会の提供、郷土愛を育む取り組みや啓発事業、資料館等の適切な管理運営を行う

とともに、平成17年度から行っております京丹後市史の編纂を引き続き行い、資料編のうち、4冊を刊行する予定としております。また、久美浜町女布で予定されております、ほ場整備に伴い、遺跡の試掘調査を行うこととしております。全体的な概略を説明させていただきます。

それでは、引き続きまして、別紙資料に基づきまして事業ごとに説明させていただきます。大変事業が多いので、概略のみの説明とさせていただきますので質問等ございましたらまた後ほどお願いをしたいと思います。資料の方をご覧ください。順番にいきますので、よろしくお願いいたします。

まず、教育委員会費として、教育委員会一般経費、これにつきましては教育委員会を構成する5人の教育委員のうち教育長を除く教育委員の報酬等を計上しております。また、丹後地方教育委員会連合会の負担金を計上しております。続きまして、事務局費、指導主事設置費ですが、これにつきましては指導主事を設置する経費を計上しております。前年に比べ、2人を減員しておりますので10人体制として、また割愛人事により常勤職員を1人増員して、割愛は3人の体制にさせていただき予定としています。学校保健事業ですが、就学時健康診断、また児童生徒教職員結核対策に要する経費等を計上していますこと、また日本スポーツ振興センターの共済基金等計上しております。学校医委嘱事業につきましては、小中学校の学校医等の経費を計上しております。学務経費ですが学齢簿の管理、教員の授業実践力のための講座の実施に伴う報酬金等の関係の経費を計上しております。学校安全対策事業ですが、スクールガードリーダーの費用、にこにこカーの維持管理経費等を計上しております。学校情報化推進事業につきましては、小中学校に設置しております情報通信機器等の維持管理等にかかる経費を計上しております。学校再配置事業につきましては、学校再配置基本計画に基づく学校づくり準備協議会で取り組む具体的な調査研究に必要な経費、また交流学习の取り組みや開校式・閉校式に伴う準備経費等を計上しております。続いて、就学支援・教育相談事業ですが、不登校対策支援室を引き続き設置することとしておりますが、適応指導教室の開設に向けた研究調査も行いたいと思っております。また、専門知識を有する教育相談員の配置も引き続き行うこととしています。学校教育連携推進事業ですが、学校教育改革構想を基に本市教育活動を分析し、教職員の実践力の指導をあげるため、関係する経費を計上しております。また、教育フォーラムの開催経費や市民向けパンフレットを作成する経費等も計上しております。小中一貫教育推進事業ですが、京丹後市学校教育改革構想と小中一貫教育推進計画を策定するための関係経費、また具体的にモデル校を設置していきたいという考えのもと、実践に関する経費を計上しております。事務局一般経費につきましては、事務局の必要な経費等を計上しております。続きまして、奨学金給付事業です。奨学金とその選考に係る奨学金選考検討委員会の委員の報酬等を計上しております。奨学基金は、奨学金の利子等積み立ての費用です。外国語指導助手招致事業ですが、外国語指導助手6人の報酬等それに関連する費用を計上しております。

続きまして、小学校費にいきます。小学校管理運営事業につきましては、小学校29校の運営、維持管理等に必要な経費を計上しております。小学校事務補助経費ですが、学校事務職員で学校に事務職員が配置されない学校がありますので、その関連経費、また教職員の負担を軽減するために必要な事務職員配置の場合の経費も計上しております。小学校施設整備事業のうち、小学校施設改修事業ですが、先ほど申し上げました給食調理室の空調設備の新設工事費等もここに計上しております。また、久美浜小学校については、下水

道の接続工事等、それからまた施設改修等で必要な経費を計上しております。続きまして、小学校施設耐震化事業ですが、耐震化計画に基づきまして平成24年度耐震補強工事を行うこととしております大宮第三小学校、吉野小学校、田村小学校について工事期間中のバス等の必要経費を計上しております。また、耐震補強不可能と判断された佐濃小学校につきましては、引き続き仮設校舎のリース料を計上しております。平成25年度に耐震補強工事を予定しております丹波小学校・黒部小学校については、工事に向けた設計業務費を計上しております。また、24年度に大宮第二小学校も耐震補強工事を行うこととしておりますので、これについては、3月の本年度の3月補正で必要経費を計上しております。続きまして、神野小学校増改築事業です。平成25年度に佐濃小学校の拠点校となる神野小学校について、児童数等の増加に伴い必要となる体育館改築工事、校舎の改修工事等の費用を計上しております。小学校再配置施設事業ですが、学校再配置により拠点校となります島津小学校、再配置基本計画の拠点校として大宮第二小学校、鳥取小学校、高龍中学校の施設整備に必要な経費を計上しております。児童教職員健康管理事業ですが、学校保健安全法に基づく児童検診、教職員の健診等に係る経費、またAEDの借上料等の経費を計上しております。続きまして、小学校通学対策のうち、小学校スクールバス運行管理事業ですが、スクールバスの運行に必要な経費を計上しております。スクールバス購入事業ですが、学校再配置に伴い神野小学校のスクールバスの購入費を計上しております。小学校通学支援事業ですが、遠距離通学に必要な補助金を計上しております。小学校施設管理事業です。小学校29校の維持管理に必要な施設の関連経費を計上しておりますことと、網野北小学校の芝生化事業に必要な維持管理経費を計上しております。続きまして、教育振興費です。小学校教育振興事業ですが学習教材や消耗品等の購入経費、全国学力・学習調査の抽出校以外の採点集計の委託料、道徳副読本の購入費と社会科副読本等の配布資料もここに計上しております。小学校教育振興備品整備事業ですが、授業等で使用します学習教材備品の関係経費をここで計上しております。小学校就学援助事業ですが、経済的理由で就学が困難な児童の保護者に対し、就学援助費を支給し、それから、特別支援学級に在籍する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、就学奨励費を支給する経費を計上しております。続いて、小学校教育推進事業の小学校スクールサポーター等設置事業です。スクールサポーターとして介護職員、講師、心の教室相談員等を配置する経費をここに計上しております。小学校教育推進活動実践事業ですが、校外学習、文化体験活動及び総合的な学習活動を実践するために必要な経費を計上しております。

続きまして、中学校費です。学校管理費の中の中学校管理運営事業ですが、中学校9校の運営、また維持管理に必要な経費を計上しております。中学校事務補助経費です。学校事務員で複数配置を要する峰中、網中等の事務職員の経費を計上しております。続いて、中学校施設整備事業のうち、中学校施設改修事業です。学校活動に必要な施設整備ということでここに計上しているんですが、特に体育館のバスケットコートラインの引き直しをしています。これは、ルール改正に伴うもので、社会体育館などでも同じようなことをする予定にしています。続いて、中学校施設耐震化事業です。平成24年度に耐震補強工事を行うこととしております間人中学校について、改修工事の経費を上げさせてもらっています。それから、久美浜中学校増改築事業ですが、平成25年度に2中学校の拠点校となる久美浜中学校について、校舎改修工事に必要な経費を計上しています。生徒教職員健康管理事業ですが、学校保健安全法に基づく生徒検診や教職員健診等の経費、またAED等の経費を計上しております。中学校通学対策事業、中学校スクールバス運行管理事業ですが、

これにつきましてはスクールバスの定期運行事業等の費用を計上しております。中学校通学支援事業です。自転車通学に必要なヘルメット購入の補助、路線バス等の通学者への交通費の補助を計上しています。中学校施設管理事業ですが、中学校9校の維持管理に必要な経費を計上しています。続きまして、教育振興費です。中学校教育振興事業は教育活動や教育内容の充実、また学習教材や消耗品等の購入経費、全国学力・学習調査の抽出校以外の採点費用等を計上しています。また、道徳副読本、「丹後学」の教材として使用する「京丹後市の歴史」これは23年度に策定する予定でもうすぐできると思いますが、そのできましたものを配付する費用です。来年度については、今年購入して来年度、全学年に配付しますが、翌年度に1年生が入ってくるだけの分を経費として計上しています。中学校教育振興備品整備事業です。授業等で使用する学習教材、備品等を計上しております。中学校就学援助事業ですが、就学が困難な生徒の保護者に対し就学援助費を、特別支援学級に在籍する生徒の保護者に就学奨励費を支給する経費を計上しております。中学校教育推進事業です。中学校スクールサポーター等設置事業ですが、中学校の方に必要な介護職員、講師、心の教室相談員等のスクールサポーターの費用を計上しています。中学校教育推進活動実践事業ですが、これにつきましても、校外学習や体験学習、総合的な学習活動を実践するために必要な経費を計上しております。

続きまして、幼稚園費です。幼稚園管理運営事業ですが、平成24年4月に開設予定の大宮幼稚園、既設の峰山幼稚園と網野、丹後幼稚園の管理運営経費等をすべての幼稚園で、また預かり保育を実施するための経費等をここに計上しています。幼稚園スクールサポーター等設置事業ですが、幼稚園に設置する介護職員、担任の講師や作業員等を配置する経費を計上しています。幼稚園施設改修事業ですが、網野幼稚園の下水道整備や施設改修に必要な経費を計上しています。園児等健康管理事業です。園児の検診等の経費を計上しています。幼稚園施設管理事業ですが、幼稚園の維持管理に必要な施設の修繕費等を計上しています。

続きまして、社会教育費です。まず、社会教育委員設置事業ですが、社会教育委員15人のうち12人分の報酬等、また活動費等をここに計上しています。社会教育指導員設置事業、社会教育指導員9人の設置に関する経費を計上しています。成人式開催事業は、成人式を開催する経費を計上しています。青少年教育事業ですが、自然体験や野外活動など子ども体験活動事業等に必要な経費を計上しています。また、児童合唱団、青少年育成関係団体の活動を支援するための補助金、地域子ども教室の運営を支援する補助金等を計上しています。それから、成人教育事業ですが、IT講習会や各種講座等の費用、また女性団体の活動のための補助金を計上しています。高齢者教育事業につきましては、高齢者大学の経費等を計上しています。家庭教育事業ですが、子育て講座や子育て支援チームの活動に必要な経費を計上しています。また、PTA協議会活動に対する支援もここで行っています。芸術文化事業ですが、丹後文化事業団、丹後文化芸術祭実行委員会の補助金、京丹後市文化協会の活動を支援するため補助金を計上します。人権教育事業ですが、人権講演会を開催するための諸経費、各種研修会へ参加するための旅費等を計上しております。学校支援地域本部事業ですが、地域全体で学校教育を支援する体制作りのため、コーディネーターを配置し事業についての必要な経費を計上しています。続いて、社会教育総務一般です。社会教育の実施に係る費用等を計上しています。

続きまして、公民館費の中の地域公民館管理運営事業、①から⑥まで6つの地域公民館がありますので、それぞれ公民館の管理、必要な経費を計上しています。下の(2)地区

公民館管理運営事業がありますが、これは市内に設置する地区公民館44館の館長・主事報酬、また活動交付金、地区公民館施設の管理運営に必要な経費等を計上しております。続いて、公民館運営事業ですが、(3)からですが、これも市内にあります地域公民館の運営事業として、(3)から(8)までそれぞれ計上させていただいております。(9)の公民館一般経費ですが、地域公民館及び地区公民館の職員研修や謝金その他の経費をここで計上させていただいています。

続きまして、図書館費です。図書館管理運営事業として、図書館協議会委員の報酬、図書館の運営に必要な臨時職員の賃金、また施設運営に係る経費をここに計上しております。

続いて、資料館費です。郷土資料館管理運営事業につきましては、郷土資料館に必要な経費を計上させていただいております。古代の里資料館管理運営事業につきましては、同じように古代の里資料館の運営に関連する経費をここに計上しております。資料館等指定管理運営事業ですが、これにつきましては、鳴き砂文化館の施設管理に必要な経費を計上しています。

続いて、社会教育施設費です。峰山いさなご施設管理運営事業、これについては、いさなご施設の管理運営に必要な経費を計上しています。続いて、マスターズビレッジ管理運営事業ですが、ふれあい工房等の管理運営事業、またスポーツ広場の維持管理費用等の経費を計上しています。たちばな会館管理運営事業につきましては、この会館の委託による経費、また維持管理に必要な経費を計上しています。網野教育会館管理運営事業ですが、これも同じように会館施設の地元への委託、また会館の維持管理に必要な経費を計上しています。

続いて、文化財保護費です。文化財保護審議会委員設置事業ですが、文化財保護審議会委員の報酬等、また研修会等の費用を計上しております。文化財保護啓発事業です。資料館のほうで展示を予定しております特別展示等の費用、また文化財セミナー、京丹後史博士講座等の費用を計上しています。指定文化財等管理事業です。まず、市指定文化財等補助金ですが、文化財の修理等保全事業に対し補助金を交付しております。史跡等維持管理事業ですが、指定文化財の施設の維持管理経費等の関係経費を計上しております。市史編さん事業ですが、市史編さん委員会委員の報酬や専門委員の報酬、市史資料編の刊行に対する費用、また久美浜町内社寺調査等の経費を計上しています。文化財整理事業ですが、各種の文化財等の整理作業に伴う賃金、また消耗品等の経費を計上しております。遺跡整備事業ですが、網野銚子山古墳の整備にかかる検討委員会設置の関係の費用を計上しています。遺跡発掘調査事業は先ほど申しました久美浜町女布の地域にある女布遺跡の範囲確認調査等の費用を計上しております。文化財保護一般経費につきましては、文化財保護関係の一般経費を計上しています。

続きまして、保健体育費、保健体育総務費です。スポーツ推進委員活動事業ですが、スポーツ推進委員を設置するための報酬等の必要経費を計上しております。社会体育団体育成事業ですが、地域スポーツの振興、協議スポーツの普及を図るために体育協会や網野町ジュニアスポーツ協会の活動事業補助金を計上しています。保健体育総務一般経費ですが、スポーツ推進審議会委員の報酬、先ほど申しあげました京丹後市スポーツ推進計画見直しのための事業経費を計上しています。続きまして、保健体育事業費です。京都府民総合体育大会事業、総合体育大会への選手派遣のための補助金等の費用を計上しております。市民体育大会事業は、市民総合体育大会を開催するための補助金を計上しています。地域スポーツ振興事業です。各種スポーツ事業に要する審判謝礼等の費用、また各種教室の用具

等の消耗品、また久美浜カヌーレーシング大会等各種大会の運営を委託するための経費等スポーツ推進に必要な事業の経費を計上しています。青少年スポーツ教室事業につきましては、スポーツ教室等を支援するための経費、消耗品等を計上しています。体育施設費です。体育施設管理運営事業につきましては、ここに書かせていただいています各体育施設の維持管理に必要な経費を計上しています。社会体育用学校開放施設管理運営事業ですが学校体育施設を社会体育施設用に開放するための経費を計上しています。最後になりますが、学校給食費です。網野給食センター管理運営事業ですが、網野町域の幼稚園、小学校、中学校の給食調理を実施するために必要な経費を計上しています。小学校給食管理運営事業ですが網野町域以外の小学校の給食調理を実施するための費用を計上しています。中学校給食管理運営事業です。網野町域以外の中学校の給食調理を実施するための費用を計上しています。幼稚園給食管理運営事業は峰山幼稚園の給食調理を実施するため、調理業務を委託するための費用を計上しています。地元農産物給食利用促進支援事業ですが、府の制度にあります学校給食における地元産米の使用に関する補助金の費用を計上しています。学校給食一般経費は衛生管理を徹底し栄養面にも配慮した学校給食を実施するための費用を計上しています。以上です。ご質問等ございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

議案第8号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈文珠委員〉

来年度から、保育所も教育委員会の所管になるわけですが、そこに対する予算も発生してくるのかなと思っているわけですが、見せていただきますと、例えば学校医委嘱事業では、幼稚園、小中学校の学校医17人というように書いてあります。幼稚園も今まで学校医がいて検診があったかどうかは、判りませんが、もしあるとするならば、同じところに幼稚園と保育所が2ヶ所あるわけですが、違った対応が出てくると思います。また、予算の出処も違ってくる中での運営になるのかなという疑問もあります。予算については、これから議案の13・14・15あたりでも関係してくるんだろうなとは思いますが、幼稚園と保育所との関わりの整理を教えてください。

〈吉岡教育次長〉

保育所が4月から教育委員会に移管されますが、その関連経費につきましては、まだ現在のところ教育委員会の方に移管になっていないので、市長部局の方で予算化はしております。予算の積算も教育委員会の方でやっているのではなくて、原課でやっている関係もあって、今回の3月議会につきましても市長部局からの提案という形になります。詳細についてはこちらの方では分からない部分がありますが、議決になる中で引継ぎを受けてやっていかなければいけないなと思います。それから、質問の中にありました幼稚園と保育所が同じ施設で運営する場合には、これも以前からお話をさせていただいているんですが、まだ制度が別の形のものを一緒に施設にしますので、関係する費用につきましては按分をして、例えば電気代でしたら、何割を保育所側、何割を幼稚園側で持つというような形の整理をさせていただいて、それぞれが支払いをするという予算の計上になっています。将来は一体化になれば、一つのこども園というような名前での予算計上ができて支払いがで

きることになりませんが、まだそこまでには至っていません。今は保育所と幼稚園の担当部局が違うので、別々の者が伝票を切っているような形になっているんですが、4月から同じ所の課ですれば、経理の支払いの科目予算は違っても1人の者がそれをやるということができますので、そういう面では事務は少し効率化が図られるのではないかなというふうに思います。もうひとつお話の中にありました、例えば検診の費用なんかにつきましても、実は保育所の方の児童福祉法とする検診の項目と学校教育法とする検診の項目と若干少し違う分がありまして、それぞれで医師をお願いして現在はやっているような形になっていますが、将来はこういうことも統一してやっていければ少し費用面とかいろんな面で整理ができるかなと思っています。

<森委員>

私も質問させていただこうと思っていたのは、子ども未来課の事業を教育委員会で受けるのにあたって、予算がないなと感じたのと、次長が言われたように教育委員会でやられている部分と厚労省のいい所取りというのはできないんですか。

<吉岡教育次長>

予算上の経費の面では、若干難しい所があってどうしても区別をしなければいけないと思っています。保育所の方はこれも市の方のなんですが、民生費で払いますし、幼稚園の方は教育費で払う関係もあって、少し整理をさせていただいて支払いをさせていただくこととなります。先ほども言いましたが、将来的にこども園ができた時にそれを一つの科目でできるかということについては、まだこれからのことになりませんが、そういうことを目指していきたいと思いますし、そうしなければなかなか本当の一体化になっていけないので、金銭的な面でも整理ができるようにはしていきたいです。ただ、まだ金銭的なことはまだできていないんですが、運営についてはできるだけ一緒にしていきたいという思いがありますので、現場の方では一緒の形のことをしていかなければならないと思っています。以前教育長の方からたくさん指示をいただいているんですが、保育所が今までと同じような保育をやるのではなくて、教育を取り入れた保育運営をする中で、保育所が作っている指導の資料と幼稚園が使っている書類なんかも完全に一致になっていないので、そこら辺の調整もできるだけして同じようなものが使えるように整理をすることによって、運営も経営面でも設営ができていくのではないかなと思っています。

<文珠委員>

結局教育委員会が所管するわけなんですから、そういった教育という面も当てたこれからの運営ということを当然考えていかなければいけないと思っています。

<米田教育長>

それについて、まだどういう方向でというのはできていませんが、指導の重点の中でお示しした3つの方針を0歳から15歳まで統一します。ただし、ねらう中身とかつける力は全然違いますので、同じ柱でそれぞれの年代が方針を立てていくようなことができないかということとか、担当の指導主事を配置して、常に担当の指導主事も先進的な取り組みの視察もしながら、保育、幼稚園の教育、それを一体化していくようなことができないかということも手探りからの出発にはなりますけれども、やっていかなければならないと思

います。

<野木委員>

グラウンドの芝生化のところなんですけれども、網野北小学校でそういう事業をされているというのは、これはあくまでもモデルケースというようなことで、今後京丹後市の学校でそういうふうにして行こうと継続の事業という捉え方をされているんですか。

<米田教育長>

モデルケースですが、大変であります。網野の場合はPTAとか地域の方が本当に協力していただけてきているんですけれども、今度植えてからの水やりひとつにしても、それから冬になると枯れてくるところがあるので、冬芝というのを植えなければいけないとか、色々ありますので非常に子どもたちは喜んでいてるんですけれども、そういう体制が整うかどうかというようなことがあって、さらに広げていこうとかいうのでなく、学校の様子を見て考えていくということです。

<文珠委員>

スクールサポーターというお話があったわけなんですけれども、特に中学校の授業で武道が必修ということで、授業が危ないんじゃないかという意見もよく聞かれます。その中で、絶対に事故を起こしてはいけないということで、先生の指導等も色々と研究されていることだと思うんですけれども、やっぱりそういった専門家という立場でのスクールサポートというような考え方があるのかなという気がしますけど、どうでしょうか。

<米田教育長>

7ページをちょっと見て下さい。今の京丹後市のスクールサポーターは、3行目に29人と書いてありますね。そして、介護職員、介護というのは、今子どもたちの行動が非常に落ち着いていないとか危険を生じるとかいう場合があります。そういう特別なお子さんにサポートとしてつける。それから、講師は少人数それから再配置というようなことで、講師としてつけます。それから、学校連携支援、それから心の相談室を大宮第一小学校につけております。

<吉岡教育次長>

柔道のような武道があるということでの市での特別な職員を増やすとかそういう形の設置は考えていないです。従来の体育の先生に事故が起こらないようにやっていただくということです。

<米田教育長>

それに関してですけれども、今日も校園長会がありましたので、特に柔道が必修化になって心配されている向きもあるので、十分にやってもらうようには話しています。

<小松委員長>

他にございませんか。

割愛人事で常勤職員を入れるということで、もっと多ければより一層いいかなと思います

すが。

<米田教育長>

割愛人事につきましては、以前から人事担当の割愛は1人ありました。去年、学校教育改革構想とか再配置に向けて非常に手がいるということで1人つけていただきました。本当は今年2人お願いしたいと思っていたんですが、市の財政とか人数が限られているのでうちに引っ張ってくると、よそが少なくなるという形になるので、あまり無理も言えず1人、それでも今度保育所との関係で、幼保一緒にしていかなければならない関係、教育改革を進める関係、再配置によって学校をどうしていくかというようなところなど、非常に課題がたくさんありますので、1人お願いをしました。了解を得られて付けてもらえそうなことになっています。ただし、指導主事を2人減らすことになっています。

<吉岡教育次長>

割愛というのは、学校籍の教員を市の方が費用をもって、市の方に職員として採用してお世話になるということで今お二人おられるんですが、いったん学校籍を退職した形になって市の職員として採用させていただいているということです。また、何年か経ったら学校に戻られる時には、今度は市の方を退職して学校に戻られるという形になります。

<文珠委員>

6ページの小学校教育振興備品整備事業ならびに中学校の項目に両方に書いてあります、学校図書の蔵書管理や貸出状況等の把握が可能な図書システムの運用に係る経費を計上しましたということを書いてあります。学校図書の蔵書管理や貸出状況等の把握ということは、普通一般的な話で考えると、昔のことですけれども、貸出カードに書いてやって帳簿につけるというそういう把握だったんですけれども、今はたぶん図書館とコンピュータで繋がっているということになっているんだと思うんですけれども、それをなおかつシステム構築されているというところでしょうか。

<山根学校教育課長>

今委員がおっしゃいましたように、学校の図書館と社会教育で所管をしております市立図書館とはオンラインができていません。実態は、委員がおっしゃったように図書カードにより貸出をしているのがほとんどの学校であります。ただし、一部の学校では貸出を機械化しているところも数校ございます。その機械化に向けて今回整備事業の中でこの情報管理システムを購入して運用していこうと考えています。そのためには、例えば本によくバーコードがありますね、あれを貼り付ける作業だとかそういうことをしなくてはならないのでかなりの蔵書があるところは労力が必要になってくるのではないかなと思っています。ただ、効果といたしましては、瞬時に何年生の誰々が何冊本を読んだかという、何月に何冊というような統計も取れるようになっていきますので、先生方にとっては読書に対する指導の方向等の参考になるのではと思っています。

<文珠委員>

図書館と一本につながると思っていたら、まだつながっていないということですので、これにつながっていくということは、図書館の本をどんどん持ってきて活用するということから、どうせなら図書館の司書的な活動も図書館と連携されて、もっと言うなら図

書館に一任されてもいいですから、どんどん学校の図書館は、市の図書館と一緒にというぐらいのつもりで、先生の負担を軽くして、色んな本があるよということをどんどん図書館の方も宣伝してあげて、是非そんなシステム活用を考えていただきたいと思っています。

<山根学校教育課長>

今の件でございますけれども、実際に今市立の図書館がそれぞれの学校に蔵書を数十冊持って、読めるような貸出のできるような体制をとっていただいています。あわせて、今インターネットで市立図書館の蔵書が検索できますので、これまでに整理をしております小中学校の教室用のパソコンを使ってインターネットで図書館の蔵書検索ならびに貸出申し込みができるようなことを考えていければいいなと思っています。あわせて、その申し込んだ物が今の庁舎間便を使いながらそれぞれの学校に届き、学校の図書館において申しこんだ児童生徒がそこから本を借りて帰れる。また、逆に返却ができるというような構想を考えておりますが、もう少し時間をかけないとできないと思っています。

<森委員>

司書っていわれる方は、市内に何名かしはいらっしゃらないですか。各学校にいらっしゃるわけではないんですね。

<木本教育理事>

小中学校に司書はいないです。司書教諭という者が今39校のうち37校には配置になっています。ただ、担任をもっている先生が司書教諭の名前だけになっているところがほとんどでして、図書館に行けばいつでもおられる先生、つまり専任の司書教諭というのは研究指定校の網野南小学校の1校のみです。あとの学校については、司書教諭の名前はあるものの実際にはそこに携わることができないと。自分の持っている学級がありますので、それが実情です。残念ながら、現状は。高校に行けば、図書館司書さんはおられますけど、そういう配置は、小中学校にはないです。

<米田教育長>

その件につきましては、議会でも時々質問を受けます。「置く工夫を考えろ」と言っていたくんですが、こちらとしてはありがたいけどお金の出処が府の方からはそういった費用がないので、市の方で持ってやろうということであれば置けるんですが、どうしても経費の問題等があって苦勞しています。

<森委員>

要するに、図書館の係の先生という意味合いですね。

<木本教育理事>

そういうことです。

<山根学校教育課長>

実態はそのようでありまして、ただ平成24年度から国の財政上の措置ということで、交付税措置になろうかと思っておりますけれども、そこに人を置く、それから本を増やしていくというようなことも考えられておられるみたいですが。ただし、京丹後市の場合は、先ほど

言いました、本を購入していってもまったく手作業の作業をしておりますので、学校再配置をとっていても学校の持っている蔵書の一つにしなければならないという状況がありますので、まずシステムの運用の開始ができるように整えていきたいというような予算立てをさせていただいております。

<野木委員>

高齢者教育事業というのが来年度からあるようなんですけれども、高齢者大学というものを作り上げる。誰にこれはどういった形でどのようにされているんですか。

<安達社会教育課長>

高齢者大学でございますけれども、これは峰山と網野に高齢者大学があります。それ以外の町につきましては、大宮はいきいき大学ということでやっているんですけれども、それは教育委員会の関係の大学と、もう一つが福祉の方の関係で丹後・弥栄・久美浜で生きがい対策ということで高齢者の、同じような名前でやっています。この予算の出处が2本だったのを1本、市教委にすべて集めて、市教委の方の高齢者大学として実施をしたいということでして、今までやっている事業そのものを整理したというような位置づけであります。将来的には、各町でやっている事業の内容に差がありますので、ある程度は地域の特徴もあると思いますけれども、内容的に統一させてもらいたいと思っています。

<野木委員>

整理をされたというか、私はまた各町色んな生きがい教室みたいなものがあるということは知っているんですけれども、また別個に何かお年寄りに利益を生むような何かをそこで作ったり、お金をもうける手段、そういうようなことが出来上がるのかなと思ったんですけど、そうではないんですね。

<安達社会教育課長>

そうですね。

<文珠委員>

高齢者大学というのは、今まで活動では高齢者の方が自ら学ぶ大学だと思ったんですけど、ここに書いてあるのは社会参加を促し、そして地域活動を推進するためということが書いてあるんですけれども、社会参加を促すためにどういう施策を捉え、どういうシステムを作られているのか、そこら辺はどうでしょうか。

<安達社会教育課長>

社会参加を促し、どうこうといいますのは、福祉の方でやっていた高齢者大学といいますか、先ほど言いましたように丹後・弥栄・久美浜の考え方になるんですけれども、本来ならば、そうではなしに、生涯学習という関係から自ら学びたい、学ぶという意欲のある方々のために色んな講座をやっていくというのが、本来の趣旨ですけれども、そのあたり目的そのものが社会参加ということもあって、それプラス生涯学習の自ら学ぶ、そういう方々のためには色んな理解をしてもらえたらなというふうに思っています。

<吉岡教育次長>

高齢者の方はどうしても体力的に弱ってくると家庭に閉じこもりがちになるので、自分たちが長年培ってきた趣味や特技等を活かしていただいて、そういう集まりを高齢者大学の中で色んな講座の中で活かしていただいて、教える人と教えられる人と色んな立場があると思うんですけども、そういうことで集まっていたら活動をして生きがい作りをしていただくのと、またその中で自分たちができることは活動としてボランティアに、年寄りだからうけるのではなくて、色んな子どもたちの読み聞かせに行ったり、保育的なことを支援したり、そういう生きがい作りのことも実際にこの活動の中でやっていただいているということです。

<文珠委員>

ボランティアというかその活動がなければ、生涯学習の意味がないと思うんで、その活動を促すための助言といいましょうか、そういうことも教育委員会としては教えるだけではなくて、こういうことがありますよ、頑張ってくださいよという、そっちへいく促すきっかけシステムというものがあつた方が、私は高齢者大学へ行くというふうに思うので、ぜひそういったところを見せていただけたらというふうに思っています。もう一点、同じ関係で成人教育事業というのがあるんですけども、ITというのと女性団体の活動のための補助金ということが挙げられていますが、これはずっとおそらく何年間も同じような文面できていると思いますけれども、成人教育ってそれだけではないだろうというふうに思うんですけども、女性団体の中に網野生活学校と京丹後市連合婦人会と括弧書きであります。ということは、この活動を中心に助成していると、補助金を計上しているという意味合いだと思うんですけども、この網野生活学校と京丹後市連合婦人会というのはどういう会なのか教えていただけないですか。

<安達社会教育課長>

網野生活学校といいますのは、自分たちの生活の色んな課題を見つけて、その解消に向けて学習をしていくあたりと、それから色んなイベント等にボランティアとして参加されているということで、ずっと以前からやられていた歴史のある団体ということで今現在も補助をさせてもらっています。それから、京丹後市連合婦人会ですけども、これにつきましても合併以降に京丹後市にこういうものができたということで、これにつきましても色んな活動等をされておましてそれに対する支援を行っているということで年間36万1千円ぐらいの補助させてもらっています。

<森委員>

公民館費の方で、他の町にはない弥栄町だけ臨時職員賃金等（清掃作業）と書いてあるんですけども、これはよそは掃除するのは臨時職員ではなくて職員がしていて、弥栄だけ臨時職員が清掃作業をするという特別な枠があるんですか。

<安達社会教育課長>

この方は障害を持っておられる方でして、そういうあたりで本来であれば、こういう作業につきましてもシルバー人材センターに委託しているところが多いんですけども、ただこの方の雇用の確保ということもございまして、一定期間雇用をさせてもらっています。

<森委員>

じゃあ、補助的なのということですね。

<安達社会教育課長>

そうですね。

<野木委員>

先ほどの女性団体の件なんですけれども、2つ挙がっている団体なんですけれども、公営としてずっと補助を出しているということだったんですけれども、それしかりどういうふうにお伝えになっているかというのはされているんですか。というのが、補助金があるから来年も何かしなきゃいけないんだというふうになっていないかなと、多くの団体でそういうような現象がよく見られますので、他にもこういったことというのは、何かしたいから、でもお金を支援してほしいという団体がいただくべきで、こういう決まった団体が毎年のようにということは、その補助があるからそれを含ませた予算で何かをするという、本来の目的とはちょっとずれるようなことではないかなと思うんですけれども。

<安達社会教育課長>

おっしゃるとおりで、こういうことを活動したいから補助をお願いしますというのが確かにそのとおりなんですけれども、毎年事業計画、そして実際にやった実績につきまして報告いただいております。今おっしゃられたそういう質問も財政課等から指導もあります。社会教育課の方で十分活動内容等も精査させていただいて、毎年決まって補助されるというような意識をもってもらったら困るということでは言わせてもらっています。

<野木委員>

私が知る限り、女性団体に限っても色々な団体で色々なことを地域のことで、先ほどの高齢者の方にもというようなことでされている団体もありますので、そろそろ一考されるやり方を手法を変えていくことを提案してもいいのかなというのは思います。

<小松委員長>

どちらにしても継続して市とタイアップして毎年、外から見たら同じ事業かもしれないけれども、継続することによって京丹後市との連携が民間との間ででき続けていくということもあると思いますので、その中でも十分に精査した上で、切るところは切るで必要でしょうけれども、反対にもう少し活かした提案に対しては積極的に一緒に取り組みましょうという姿勢が教育の方でも同じように出てくれば、それが一番望ましいことではないかなと思います。

<小松委員長>

他にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第8号「平成24年度教育予算について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第9号から第18号までの10議案は、保育所業務等の事務移管に伴う、規則の制定及び一部改正並びに要綱の制定及び規定の一部改正であり、お互いに関連しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第9号「京丹後市立保育所条例施行規則の制定について」、議案第10号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」、議案第11号「京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正について」、議案第12号「京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について」、議案第13号「京丹後市立保育所延長保育事業実施要綱の制定について」、議案第14号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の制定について」、議案第15号「京丹後市立保育所休日保育事業実施要綱の制定について」、議案第16号「京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の制定について」、議案第17号「京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の制定について」、議案第18号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」の10議案を一括議題とします。

米田教育長から提案説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案いたします。

〈吉岡教育次長〉

それでは、議案第9号から議案第18号までを一括して説明させていただきます。議案第9号から議案第18号までは、昨年12月26日の平成23年度第12回教育委員会議会で承認をいただきました、教育委員会所掌事務の変更に基づき、市民部子ども未来課で所掌しています事務の移管に関係し、必要な規則等の制定及び改正を行うものでございます。基本としまして、市長から委任を受ける業務に関しましては、教育委員会の権限をもって業務執行を行いますので、現在市長部局で制定しています規則等をいったん廃止をし、同様の内容のものを教育委員会規則等で定めることとするものです。一方、補助執行に伴うものにつきましては市長に権限が残りますので、規則等の中で事務局等の規定を教育委員会事務局として改正する必要があるものについては、市長部局での改正の手続きを取ることになっております。

それでは、まず議案第9号「京丹後市立保育所条例施行規則の制定について」説明をさ

させていただきます。それぞれ議案と資料として対照表等がありますので、それをご覧いただければと思います。制定の内容につきましては、保育所条例の施行に関し、必要な事項については規則で定めると書いておりました、その施行規則を定めるものでございます。条文としましては、保育所の休日及び保育時間を規定しております、現在市長部局で定めております規則の内容等は特に変更はありません。そのまま規則を制定させていただくものでございます。

続きまして、議案第10号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」説明をさせていただきます。改正の内容につきましては、教育委員会事務局に子育て支援等に関する業務を行う課を設置するため、組織規則の中に新しく子ども未来課と係を設置し、その事務分掌を規定するとともに幼稚園業務について就学前教育を幼保一体化の推進にあわせ、学校教育課から子ども未来課に移管すること、幼稚園の設置廃止等についても教育総務課から子ども未来課に所管替えを行うこととするための改正を行うものでございます。

続きまして、議案第11号「京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正について」説明をさせていただきます。改正の内容につきましては、事務委任規則につきましては教育委員会への権限のうち、教育長に委任する範囲を規定していますが、保育所に関するものについて、学校その他の教育機関と同様の扱いとするものです。第2条各号で教育長に委任できないものを列記していますが、第3号に保育所の設置及び廃止を決定すること、第4号に保育所の敷地の選定及び変更を決定すること、第5号に保育所の職員の任免その他の人事に関することを追加するものでございます。

続きまして、議案第12号「京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について」説明をさせていただきます。改正の内容につきましては、この規則では教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の補職名について規定をしておりますが、保育所業務の移管に伴い、保育所に所属する職員の補職名を追加するものです、第2条に補職名を列記しておりますが、保育所長、保育所長補佐、主任保育士、保育士を追加させていただくものです。

続きまして、議案第13号「京丹後市立保育所延長保育事業実施要綱の制定について」説明をさせていただきます。制定の内容につきましては、現在保育所で実施しております通常の保育時間を超えて保育を行う事業である延長保育の実施について必要な事項を定める要項を定めるものです。条文としましては、目的、対象者、延長保育日、時間、延長保育料、延長保育の手続き等を規定していますが、現在市長部局で定めております規則の内容等の変更はありません。なお、すでに来年の利用手続き等についても市長に対してすでに行われているため、附則で経過措置を規定し、この告知の施行日までに市長部局の要綱の規定によりなされた行為につきましては、今回の要綱の施行の規定によりなされたものとみなすこととしております。

続きまして、議案第14号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の制定について」説明をさせていただきます。制定の内容につきましては、現在保育所で実施しております短時間勤務等就労形態の多様化や保護者の傷病等により緊急時の保育及び保護者の育児に伴う真理的、肉体的負担等に対応するため行っている一時預かりの実施について必要な事項を定める要綱を制定するものです。条文としましては、目的、事業の内容、対象児童、実施施設、事業の実施日及び時間、利用手続き、利用期間、利用料について規定していますが、これにつきましても、現在市長部局で定めています規則の内容等に変更はありません。な

お、これにつきましても、この告知の施行日までに行われる利用手続きについては、すでに市長に対して行われているため、附則で経過措置を規定し、市長部局の要綱の規定によりなされた行為は、今回の制定によりなされたものとみなすこととします。

続きまして、議案第15号「京丹後市立保育所休日保育事業実施要綱の制定について」説明をさせていただきます。制定の内容につきましては、現在保育所で実施しております保護者の就労形態の多様化に伴い、休日保育の需要が高まっていることにかんがみ、日曜日、祝日等に行っている保育の実施について必要な事項を定める要綱を制定するものです。条文としましては、目的、休日の定義、対象児童、開所時間、実施施設、手続き、利用料について規定しておりますが、これについても現在市長部局で定めています規則の内容等に変更はありません。これにつきましても、すでに来年の利用手続き等について市長に対してすでに行われておりますので、附則で経過措置を規定し、この告知の施行日までには市長部局の要綱の規定によりなされた行為は、今回制定の要綱の規定によりなされたものとみなすこととします。

続きまして、議案第16号「京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の制定について」説明をさせていただきます。制定の内容につきましては、現在乳児院等で実施しております保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、当該児童を乳児院または児童養護施設において一定期間養育等を行う事業について必要な事項を定める要綱を制定するものです。条文としましては、目的、養護の定義、対象者、事業の委託、実施期間、手続き、費用等について規定しておりますが、現在市長部局で定めています規則の内容等に変更はありません。なお、これにつきましてもこの告知の施行日までに行われる利用手続き等については市長に対し行われるため、附則で経過措置を規定し、市長部局の要綱の規定によりなされた行為は、今回制定の規定によりなされたものとみなすこととしております。

続きまして、議案第17号「京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の制定について」説明をさせていただきます。制定の内容につきましては、現在核家族化の進行、少子化および共働き世帯の増加等、家庭及び児童を取り巻く環境の変化に対応するために実施しております子育て支援センターの事業の実施について必要な事項を定める要綱を制定するものです。条文としましては、目的、事業の内容、施設名称等、利用対象者、利用手続き、利用料等について規定しておりますが、現在市長部局で定めています規則の内容等に変更はありません。なお、これにつきましてもこの告知の施行日までに行われる利用手続き等については市長に対し行われるため、附則で経過措置を規定し、市長部局の要綱の規定によりなされた行為は、今回制定の要綱の規定によりなされたものとみなすこととします。

続きまして、議案第18号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」説明をさせていただきます。改正の内容につきましては、教育委員会公印規程の中で教育委員会が使用する公印を規定しておりますが、今回の保育所業務の移管に伴い、保育所印と保育所長印を別表第1に規定するものでございます。公印の個数につきましては、4月1日現在の保育所数の25個ということにします。なお、以上の規則等の制定及び改正の施行期日につきましては、組織変更となります期日にあわせ、すべて附則で平成24年4月1日とさせていただきます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<小松委員長>

ただ今、規則の制定並びに一部改正、関連要綱の制定及び規定の一部改正につきまして、

10議案の説明をいただきました。

まず、議案第9号「京丹後市立保育所条例施行規則の制定について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

ございませんか。

では次に、議案第10号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<文珠委員>

保育所を所管するということで、課が増えて子ども未来課企画児童係、幼稚園・保育所係ができるというふうな改正に理解しておりますけれども、企画児童係の中の(ア)(イ)の点につきまして、次世代育成支援対策行動計画の策定及び進行管理に関すること(イ)の子ども未来まちづくり審議会に関することというふうに書かれてあります。最初予算の議案の中にも、少しお話をさせていただいたんですけども、教育委員会が所管することですので、いわゆる福祉だけの目的でなくて教育ということ育てていくんだということも念頭に入れたまちづくりということと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。ぜひ、小中一貫の委員会と連絡を密に取ってこういった計画がなされていますことを切にお願ひいたします。

<吉岡教育次長>

今、文珠委員からありましたように、そういうことにつきましては十分考えながら教育委員会の中で子ども未来課の業務をしていくという形になりますので、教育も一緒になった福祉と一緒に考えた考え方の中でやっていかなければならないと思ひています。次世代育成支援対策行動計画の中にも教育に関する部分にも若干触れられている部分があるのですが、そのことも含めて連携を密にしながらやっていかなければいけないと思ひています。また、子ども未来まちづくり審議会の件なんですけど、実はこの審議会の委員の中に後藤総括が教育委員会から出ているような形で委員になっていただいているんですけど、これにつきましても今度審議会自体が教育委員会に来ますので、そこの整理も少しする必要あるかなと思ひて、また改めて検討していかなければならないと思ひています。これにつきましても、先ほどの計画と一緒に教育委員会の業務の中で一緒に色々検討しながらやっていかなければならないと思ひております。

<小松委員長>

それでは次に、議案第11号「京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

次に、議案第12号「京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

次に、議案第13号「京丹後市立保育所延長保育事業実施要綱の制定について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈藤村教育総務課長〉

1点訂正させて下さい。誤字がありまして、別紙の中なんですけど、第4条の一番頭の延長保育の「延」という字が間違っていますので、修正をお願いしたいと思います。

〈小松委員長〉

それでは、訂正をお願いいたします。

他にございませんか。

次に、議案第14号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の制定について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈森委員〉

要綱の制定については、問題ないと思うんですけども、一時預かりというのは年間今までにも何名かあるんでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

回数とか時間数とかは、聞かせていただいているので把握はできていないんですが、私が子ども未来課にいる時も年間に色々あります。1回とか2回とかではなくて、たくさん利用があります。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈森委員〉

このことについては、一般に皆さん分かっておられるんでしょうか。一時預かりをしてもらえるというような、地域の中ではあまりそういうことを聞いたことがないんです。

〈吉岡教育次長〉

一般的に市が出します広報誌とか子育て支援の冊子等にはこれが書かれていますので、どこまで読まれているかは別の話なんですけれども、子育て支援のサービスの中の一つとして示されております。それから、一時預かりにつきましては、基本的には保育所に行っていない子どもたちが突然ご両親が何かのことで子どもの面倒が見れないから預かってほしいという、よくある冠婚葬祭とかおじいさんやおばあさんを病院に連れて行かなければいけないので見てほしいというようなことがあるんですけど、そういうときのことでありますし、それから子育て支援センターが色々各町で活動しているんですけど、そういうところでこういう制度がありますという紹介もさせていただいておりますので、100%知っておられるかと言われたらちょっとそれはあれなんですけれども、ある程度の周知は図られていると思っております。

<森委員>

端から端まで読んでおりませんが、地域のおばちゃんたちがそういうことを知っていて核家族であったり、おばあちゃんやおじいちゃんが病気になられた時に、そういうことを一言声をかけてあげられるような形が取ればいいかなと思います。

<文珠委員>

ちょっと話が変わってくるんですけども、民生委員さんがそういうことを担当されていて、リーフレットを作って、赤ちゃんめぐりと言いますけれども、そういう家庭には必ず行ってこういうことがありますということもお伝えされておりますので、子どもを持っている家庭は情報としては入っていると思います。まったく入ってこないということはないんだろうと思います。

<小松委員長>

他にございませんか。

それでは、次に、議案第15号「京丹後市立保育所休日保育事業実施要綱の制定について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<森委員>

休日保育の施設は、別表1ということで峰山保育所と網野保育所の2ヶ所が書かれていると思うんですけども、これは例えば、当たり前には大宮南保育所に預けているけれども、日曜日、祝日だけはこっちとかいうことはできないんですよ。きっと、そういう場合がある時には、峰山保育所に最初から預けておくということをしないといけないんでしょうか。

<吉岡教育次長>

休日保育を年間通してある程度利用したいと思っている方は、網野と峰山のどちらかの保育所に入所していただいて対応させていただくという形になっていると思います。

<森委員>

今の現状から、今年4月から網野と峰山がそういう形になっているというのは、やはり多いでしょうかね。仕事のにも毎日、休日、祝日出勤といわれるご両親がたくさんあると思うんですけども、今の現状も日曜、祝日の利用はあるのでしょうかね、

<吉岡教育次長>

人数の把握ができていないので、今調べさせていただきます。

<小松委員長>

保育所が限られていることがある程度理解できますが一般の人から、どういうことで他はできないんですかというような話はないんでしょうか。

<森委員>

私ちょっと聞かれたことがあって、日曜日にも仕事がある若いお母さんと網野だったら

見てもらえるけど、弥栄から網野まで毎日連れて行かないといけないのか、それはちょっと困るなというようなことを話の中で、絶対預けたいということではなくて、網野だったら見てくれるんだけどなというところがあったんですけど。

<吉岡教育次長>

この峰山保育所と網野保育所は民間に委託している保育所として、現状としては公立保育所では休日保育をやっていません。実は民間委託をする時に、市の方では経費の節減も大きな柱で民間委託しているところとサービスの充実を図りたいということのその2つがセットで民間委託をしました。議員さんからもよく質問される場所なんですけれども、公立の保育所ではできないのかということと言われるんですが、その時も運営費の差がある、民間の方が安いです。その分があって、従来保育所の運営の中でやっていた経費の中で休日保育もできることを説明させていただいています。

<文珠委員>

こんな安くできるんですか。

<吉岡教育次長>

人件費とか。

<森委員>

働く時間の差というか遅出がすごく遅くて夜遅くまでみたいなのもあるんですか。

<吉岡教育次長>

採用される職員が若いので、人件費が安くなるということです。先ほど教職員のことも出たんですけども、保育所も年齢がずいぶん差がありまして、結構年齢の高い方が人件費が高くかかっている人がだいぶおられますので、またこれが少し年代が変わってくればまた安くなるということも考えられるのではないかなと思います。現状としては、公立で運営する保育所の運営の方が民間より高い運営経費になっています。なぜ民間にしたら安くなるかということ結構質問を受けてその時も積算をして、年間で2つの保育所で2千万円くらい運営費が安くないかなと話をしていて、1つの保育所が8千万円から9千万円くらい運営経費が、人件費も含めているんですけども、合わせたら1億6千万円くらい、そのうち2千万円くらいは委託することによって安くないかなという積算をしています。

<藤村教育総務課長>

先ほどの件、峰山は120人ほど全部で園児がいるようですけれども、そのうち99人ほどがこの4月から12月の間に利用していると、延べですと198人ですので、1人が2回ずつぐらいというようになるか、実人数で言うと99人だったそうです。それから、網野の方は、全部で80人ぐらいいるようですけれども、そのうち38人が1回は利用しているということです。延べでは4月から12月の間に67人だということです。

<野木委員>

先ほど次長の説明では、2つの網野と峰山に入らないと、この休日保育を受けられないという説明だったんですが、経費節減というのは十分分かるんですけども、やっぱり他の地域で他の保育所、幼稚園を利用している人たちがなぜ利用できないのかという素朴な疑問もあると思うんですけども、利用したいからサービスの利用を受けたいという時にそこを利用しないと受けられませんよというのは、ちょっと不信を招くというかそうではないでしょという意見が出てくると思うんですけども、それは誰でもそこで受けられるということにはならないんですか。

<吉岡教育次長>

今回、休日保育を市の方が取り組みをした時の経過としましては、休日保育という制度はやっていかなければならないということで取り組みをしようという形になったんですけども、先ほど申し上げましたように、休日保育をすることによってずいぶん経費がかかりますので、その時に民間委託することと合わせてやっていこうという形にさせていただいて、経費がなんとかそれで賄えるだろうという形でやっていた。ただ、野木委員さんが言われるとおり、市の施策として休日保育を全ての保育所でやっていこうという考え方は、一方では必要なことだろうと思いますので、今後サービスの充実を図っていくということはやっていかなければならないと基本的には思いますが、なかなかそこまでの踏み込みができない状況です。現実としましては、保育所も全ての保育所で同じ時間預かっていないです。土曜日をしているところもありますし、していないところもあります。需要と供給の関係や経費のことも考えた中で、全ての保育所で同じサービスを受けられるということろまではいっていない状況です。

<野木委員>

私が質問したのは、全てのところで今現在してほしいというのではなくて、どこの保育所にも峰山もしくは網野で休日見ていただくような仕組みができないんでしょうかという、大宮から今度の日曜日はどうしても見てもらいたいから峰山に預けたいというそういうような利用の仕方はできないんですか。

<吉岡教育次長>

検討することは可能かなというふうに思いますが、子どもたちのことを考えると、その時だけ来てもらうということはある程度事前に準備、保育をする側の方としてもある程度つもりをしておかないといけないことになりますので、なかなか突然というのではなくて、それでしたら普段からその保育所を利用させていただいて、子どもの対応をさせていただきたいという形になっていると思います。今後の中で一時的にその人だけ預かってほしいという、土日以外は一時預かりがありますのでそういうことはできるんですが、日曜日に関してもそういうことを考えるということになると、課題が色々あるかなと思います。

<野木委員>

その中で括りが私は分からなかったんで、あくまでベビーシッター的に考えていたものですから、おそらく私と同じような考えの初歩的な人たちというのはいっぱいいらっしゃると思うんで、今の説明で私が他の方々から質問を受けたときに説明をさせていただいて、果たしてみなさん納得されるのかなと思ひまして、質問を受けたときに不安だなと感じま

した。

<森委員>

私もかつて数十年前に保育所に3年ほど仕事に行っていたことがあるんですけども、日曜日であったり、延長であったり、預けられる子どものことを考えると、かわいそうとか、親側は働いているので延長保育で預けたり日曜祭日でも預けたいという気持ちは十分に親になって分かることもありますし、その頃は独身だったので親が面倒を見たらいいのという、その立場が変われば色々言い方も変わってくるし、立場立場でものを言えるようになって今おばあちゃんになって色々な意味で分かるところがあるんですけども、預かっている方にしたら、保育士にしたらその子の状態も、病歴とか何も分からない状態でその子を預かるというのはすごく不安にもなると思いますし、でも預けたい親の方からいうと、この日だけなんとかとか一時保育で預けてというのも分からないでもないですし、その苦しいところかなというのは、誰もがいいようにはなかなかいかないなと思います。

<小松委員長>

なかなか難しいところでありますけれども、子どもたちがその時だけポッと別の所に預けられて、じゃあそれで管理ができるのかどうかと思います。

他にございませんか。

それでは次に行きます。議案第16号「京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の制定について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<森委員>

ちょっと聞かせて下さい。乳児院というのは、私は峰山のゆうかりさんのことを思うんですけども、児童養護施設というのは、京丹後市だとどこに預けられるんですか。

<吉岡教育次長>

京丹後市にはないです。

<森委員>

ないのでどこかよそに

<吉岡教育次長>

よそにということになりますね。

<森委員>

例えば一番近い所でいえば舞鶴とかになるんですか。

<吉岡教育次長>

その短期支援事業につきましては、今言われましたように峰山乳児院でやっていただくんですが、これは24時間預かっていることになりますので、小学校4年生までということになるので、例えば小学生だったらそこから学校に行ってもらうとか

〈森委員〉

小学生はここに寝泊りをさせてもらっています。

〈吉岡教育次長〉

ここから学校に行っていただくという整理です。

〈小松委員長〉

現実におられるますか。

〈吉岡教育次長〉

たくさんではないんですけど利用はあります。小学校に行くまでの乳児院のは別のことなんですけれども、それはたくさんいます。

〈小松委員長〉

よろしいでしょうか。

次に、議案第17号「京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の制定について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈文珠委員〉

保育所がこちらが所管することによって児童福祉も全てこちらに移管するのでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

児童福祉法の中で、前回の委員会の時にも話したんですけども、委任と補助執行と2つの制度がありまして、委任になるものについては教育委員会の方に権限が移ってきます。

補助執行については、事務だけといっても実際の業務もするんですけども、権限については市長に残ったままの権限をあちらが補助執行で使う形で仕事をさせていただくということになります。

〈小松委員長〉

よろしいですか。

それでは次に、議案第18号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

それでは全体を通して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第9号「京丹後市立保育所条例施行規則の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

次に、議案第10号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

次に、議案第11号「京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

次に、議案第12号「京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

次に、議案第13号「京丹後市立保育所延長保育事業実施要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

次に、議案第14号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の制定について」、につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

次に、議案第15号「京丹後市立保育所休日保育事業実施要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

次に、議案第16号「京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

次に、議案第17号「京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

次に、議案第18号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」、につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

それでは次の議案に入らせていただきます。

議案第19号「優悠写真同好会・写真展に係る後援について」を議題といたします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案いたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第19号「優悠写真同好会・写真展に係る後援について」でございますが、この事

業につきましては、丹後半島の四季を通じた風景写真を「丹後半島に魅せられて」と題して展示を行うこととしており、テーマを設けてある一定の地域を撮影した写真を製作し、多くの人に鑑賞していただくことを目的に開催をされます。期日は、平成24年4月13日から4月15日、会場はギャラリーかめおか、主催は優悠写真同好会、申請者は同会の代表で南丹市にお住まいの中西保夫氏でございます。初めての申請でございますので、他市の団体であることから担当課で亀岡市の後援状況等確認しましたが、亀岡市ではすでに後援の許可を行っていること、また亀岡市民活動推進センター登録団体として京都府南丹パートナーシップセンターにも加盟しているなど団体としては特に問題はないと判断させていただいております。今回は、丹後半島をテーマにしているので、後援の申請があったものというふうに思われます。以上、後援議案についてよろしく願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第19号をご説明いただきました。
ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

それではお諮りをいたします。
議案第19号「優悠写真同好会・写真展に係る後援について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈小松委員長〉

それでは引き続きまして、追加議案ということで、議案2件が準備されていますので、議案の審議をお願いしたいと思います。

議案第20号「学校用地の市道認定について」を議題といたします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案いたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第20号「学校用地の市道認定について」説明をさせていただきます。久美浜町安養寺地内の国道312号から佐濃小学校までの学校用地について、地元要望に基づき市道認定されることについて、今回教育財産であることから教育委員会の承認を求めるところでございます。なお、本日承認をいただきましたら、市道認定については議会の議決が必要であることから、市長部局では3月議会に上程することとさせていただいております。以

上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第20号をご説明いただきました。
ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〈文珠委員〉

該当用地ですけれども、地図を見させていただきますと丸つきり民家の間を通っている道路に見えます。つまり、道路が学校の用地であったということですね。他にもこういう場所があるのでしょうか。

〈藤村教育総務課長〉

他はあまり聞いたことがないんですけれども、おっしゃるように学校用地で横に民家が建っておりましたので、実際には公道として利用されていた経緯もありまして、近年舗装もできまして、今回、要件的にも市道に認定する要件を満たしていたということで市道認定をさせていただくこととなります。

〈小松委員長〉

この距離はどれぐらいですか。

〈藤村教育総務課長〉

今は、はっきりした距離を把握しておりません。

〈野木委員〉

ここは今までどのような通学形態になっていたんですか。朝夕ここを児童が通ると思うんですけれども、市道になってそういった今まで通学していた形態が変わってしまうとかそういったことはないんですか。

〈藤村教育総務課長〉

このことによって、通学形態が変わってくるということとはございません。使われ方としては、今までから道路として使われていましたので、同じようにここを子どもたちが通学路として通ってもらってはいますので、何ら変わる所はないと思います。

〈森委員〉

佐濃小学校の土地だったのをよその人が歩いていたということですか。

〈吉岡教育次長〉

はい、学校の敷地です。市道になっても学校の敷地です。市道認定しようとする、ある程度道路の整備が必要になってきますので、それも含めて今回きちとなったので市道に認定するということと、市道に認定しておけば教育費で道路補修しなくて建設の方で道路補修をやっていただける形になります。ただ、それよりも地元の方では、市道認定されることによって管理がきちとされるということがあって、そういう面ではほしいという

ことだったんだろうと思います。

〈森委員〉

これだけ隣接している民家の方が利用されているということですね。

〈吉岡教育次長〉

はい、そうです。

〈小松委員長〉

それではお諮りをいたします。

議案第20号「学校用地の市道認定について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈小松委員長〉

それでは、次の議案に入らせていただきます。

まず、会議の非公開についてお諮りします。

議案第21号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第21号については非公開といたします。

(非公開部分省略)

〈小松委員長〉

これより会議を公開とします。

続いて3のその他ということで、諸報告をお願いしたいと思います。

〈藤村教育総務課長〉

特にございませぬ。

〈小松委員長〉

以上で、第3回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

〈閉会 午後5時〉

[3月定例会 平成24年 3月7日(水) 午後4時]